



子ども・出産

◆出産・育児 ◆住宅 ◆保育・児童

◆ 出産・育児

保健サービス課保健サービス係	TEL 3908-7050 FAX 3905-6500
保健サービス課王子健康支援センター	TEL 3919-7588 FAX 3919-5163
保健サービス課赤羽健康支援センター	TEL 3903-6481 FAX 3903-6486
保健サービス課滝野川健康支援センター	TEL 3915-0184 FAX 3915-0171
子ども未来課子ども未来係	TEL 3908-9097 FAX 3908-6606
子ども未来課子育て給付係	TEL 3908-9096 FAX 3908-8310

出産を迎える方に〈母子健康手帳〉

保健サービス課保健サービス係、
各健康支援センター、各区民事務所

妊娠届出書を保健サービス課保健サービス係、各健康支援センター、各区民事務所（P27・28）に提出しますと「母子健康手帳」と「母と子の保健バッグ」、「子育て福袋」をお渡しします。

バッグの中には、妊婦健康診査受診票、出生通知票、赤ちゃん学級の案内などいろいろな保健サービスのお知らせが入っています。妊娠届出書は、上記窓口にあります。

子育て応援団事業の一環としてお配りする福袋の中には、子育てガイドブック、子どもたちの育つ姿（家庭版）、安心ママパパヘルパー事業しおりが入っています。

※ 本人確認書類（P32）・マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。

※ 既に母子健康手帳をお持ちの方でも、北区に新たに転入された場合は「母と子の保健バッグ」等をお渡ししますので、保健サービス課保健サービス係または各健康支援センターに必ずお届ください。

※ 妊娠届出書を提出した方を対象に、はぴママたまご面接を実施しています。詳しくは各健康支援センターにお問い合わせください。

はぴママたまご面接

各健康支援センター

伴走型の相談支援の一環として、妊婦の方を対象に、保健師や助産師による面接を行っています。面接を終えた方には、はぴママグッズ等をお渡ししています。

初回産科受診料助成

各健康保健センター

低所得の方が母子手帳取得前に産科を受診した費用に

ついて、実費に応じて助成します。

出産・子育て応援事業

保健サービス課保健サービス係

妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じる伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施します。経済的支援としては、妊娠時に5万円相当、出産時に10万円相当の支援を実施します。

妊婦健康診査・新生児聴覚検査

保健サービス課保健サービス係、各健康支援センター

「母と子の保健バッグ」の中に受診票が入っています。都内委託医療機関において、問診・尿検査・貧血検査・血圧測定・梅毒検査などの妊婦健康診査と新生児聴覚検査を受診できます。また、多胎妊婦の方について、受診票で受けた分を超えて自己負担した健診費用の一部を助成する制度があります。くわえて、入院治療を必要とする妊婦高血圧症候群等の方には、医療費助成の制度（所得制限あり）があります。

里帰り出産等の妊婦健康診査・新生児聴覚検査費用の助成金

保健サービス課保健サービス係

里帰り出産等により都内委託医療機関以外（国内のみ）で妊婦健康診査と新生児聴覚検査を受診した際、受診票を使用できなかった方に費用の一部を助成します（上限あり）。

出産育児講座〈赤ちゃん学級など〉

各健康支援センター

妊娠された方やそのパートナーを対象に各健康支援センターで開講しています。保健師、助産師等が妊娠・出産・育児に関するお話をします。

妊産婦歯科健康診査

保健サービス課保健サービス係

「母と子の保健バッグ」の中に「妊産婦歯科健康診査受診票」が入っています。区内委託医療機関にて、問診及び口腔内診査が受けられます。（治療、口腔清掃は対象外）

産後ケア事業

各健康支援センター

母体の回復に不安のある方が助産院などで、宿泊又は日帰りによる心身のケアを受けられます。

多胎児家庭移動経費支援事業

各健康支援センター

母子保健事業に係る移動支援として、多胎児家庭を対



象にタクシー利用可能な子ども商品券を配布します。

赤ちゃん・妊産婦についての訪問・相談 〈子育て応援団事業〉

各健康支援センター

乳幼児、妊産婦の健康や育児について保健師または助産師が訪問し、相談、助言をしています。妊産婦のこころの相談もしています。詳しくはお問い合わせください。

養育医療

各健康支援センター

出生時の体重が、2,000グラム以下の乳児または医師が入院養育を必要と認めた新生児が、指定養育医療機

関に入院したとき、医療費を所得により一部給付します。

子どもの予防接種

北区保健所保健予防課保健予防係

【定期予防接種】

乳幼児や小中学生・高校生の定期予防接種については、接種時期に合わせて予診票を個別郵送します。転入等で必要な予診票をお持ちでない方は、ご連絡ください。

【任意予防接種】

おたふくかぜワクチン、インフルエンザワクチン、男性のHPV感染症予防ワクチンの接種費用の全額または一部を助成します。

子どものための手当

子ども未来課子育て給付係

区内に保護者の住所があり、下表の受給要件にあてはまる児童を養育している方に、それぞれ手当を支給します。

(1) 手当の支給は原則として申請の翌月分からとなります。

(2) 児童育成手当は申請者の所得制限が、また児童扶養手当及び特別児童扶養手当は請求者及び扶養義務者（同居の親族）の所得制限があります。

※ 詳しくはお問い合わせください。

■子どものための手当

※ 手当額は変わることがあります。※ 手続きについて、他にも書類が必要な場合もあります。事前にお問い合わせください。

手当名	受給要件・月額	手続きに必要なもの
児童手当	高校生年代（18歳に達した日以降の最初の3月末日までの児童（公務員の方は職場で申請してください） ●月額：10,000円～30,000円（令和6年10月1日現在）	●請求者の預金口座のわかるもの ●請求者の健康保険証（資格証明書または資格情報のお知らせでも可）※コピー可
児童育成手当	18歳に達した日以後の最初の3月末日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童 (1) 父母が離婚（親権の有無は問わない） (2) 父または母の死亡・生死不明・1年以上遺棄されている・DV保護命令を受けている等 (3) 父または母が重度の障害を有する ●月額：13,500円	●請求者の預金口座のわかるもの ●請求者及び児童の戸籍全部事項証明書（謄本）（発行日から1カ月以内のもの）
障害手当	20歳未満で心身に障害があり、次のいずれかに該当する児童 (1) 「愛の手帳」1～3度 (2) 「身体障害者手帳」1、2級 (3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症 ●月額：15,500円	●請求者の預金口座のわかるもの ●身体障害者手帳、愛の手帳、所定の診断書
児童扶養手当	18歳に達した日以後の最初の3月末日までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）で、次のいずれかの状態にある児童 (1) 父母が離婚（親権の有無は問わない） (2) 父または母の死亡・生死不明・1年以上遺棄されている・DV保護命令を受けている等 (3) 父または母が重度の障害を有する ●月額： ・全部支給 45,500円 ・一部支給 所得に応じて45,490円～10,740円 ※児童数により加算あり	●請求者の預金口座のわかるもの ●請求者及び児童の戸籍全部事項証明書（謄本）（発行日から1カ月以内のもの）
特別児童扶養手当	20歳未満で心身に障害があり、次のいずれかに該当する児童 (1) 「愛の手帳」1～3度程度 (2) 「身体障害者手帳」1～3級程度（4級の一部を含む） (3) 上記(1)、(2)と同程度の疾病もしくは、身体・精神障害 ※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。 ●月額： ・1級（重度）55,350円 ・2級（中度）36,860円	●請求者の預金口座がわかるもの ●身体障害者手帳、愛の手帳、所定の診断書

※ 心身障害者の方の手当（心身障害者福祉手当、東京都重度心身障害者手当、障害児福祉手当、特別障害者手当）についてはP83をご覧ください。なお、20歳未満の方が支給対象者となる心身障害者福祉手当と、児童育成手当の併給はできません。詳しくはお問い合わせください。

0歳から高校生相当年齢までの医療費の助成〈子ども医療費助成制度〉

子ども未来課子育て給付係

0歳から高校生相当年齢（18歳に達した日以降の最初の3月31日）までの子どもの医療費自己負担額（保険診療分）を助成します。

【助成対象年齢と医療証の名称】

- 0歳から6歳就学前まで…乳幼児医療証（乳医療証）
- 小学1年生から中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日）まで…子ども医療証（子医療証）
- 高校生相当年齢…高校生等医療証（青医療証）

【医療証を使用できる範囲】

東京都内の病院など。都外で診療を受ける場合は、一時自己負担額を立て替え、後日子育て給付係へ請求してください。

【申請に必要なもの】

子どもの健康保険証（出生の場合は子どもが加入予定の健康保険証（資格証明書または資格情報のお知らせでも可）※コピー可

- 高校生等医療費助成制度（青）事業開始前に実施していた「高校生の入院に係る医療費自己負担額（保険診療分）」については、令和5年3月31日分までを助成します。

乳幼児健康診査

各健康支援センター

3～4カ月児及び3歳児の健康診査、1歳6カ月児及び3歳児の歯科健診は、各健康支援センターで期日を定めて実施しています。また、6カ月児、9カ月児、1歳6カ月児健康診査は区が契約した医療機関で受診できます。あわせて、子育てや、お子さんの発育・発達に関する相談を受け付けています。また、定期的に臨床心理士による子どもの発達相談も行っています。

離乳食・子どもの食事

各健康支援センター

講習会や相談を行っています。

育児相談

各健康支援センター

赤ちゃんの成長・発達についての相談を実施しています。

歯科相談

各健康支援センター

歯科健診（4歳未満）や予防処置、歯のみがき方を指導しています。

歯の講演会や出張健康教育を行っています。

病気や障害のある子どものための相談

各健康支援センター（P44）・各障害相談係（P82） 児童発達支援センター（P82）

病気や障害のある子どもを育てていくうえでの不安や悩みなどについて相談を受け付けています。

北区医療的ケア児等コーディネーター （神谷1-13-10 KourtK3 あすか山訪問看護ステーション内）

TEL 6903-0313

医療的ケア等を必要とする方の相談を受け付け、区内外の関係機関と連携を図り、情報提供します。

赤ちゃん休けい室

子ども未来課子ども未来係

育児中の保護者の方が外出中におむつ替えや授乳などで気軽に立ち寄ることができる簡易スペース「赤ちゃん休けい室」を庁舎、区民施設（中央図書館、会館など）、児童館・子どもセンターを中心に設けています。

国保加入者が出産したとき〈出産育児一時金〉

国保年金課国保給付係

TEL 3908-1132

国保に加入している方が出産したとき、出生児1人につき出産育児一時金として50万円が、世帯主に支給されます。

原則として、国保から出産育児一時金を直接病院等に支払う仕組み（直接支払制度）になります。妊娠85日以上死産、流産も支給されます。国保以外の健康保険に加入している方は、加入先の健康保険にお問い合わせください。

国保加入者が出産したとき （産前産後期間の保険料免除）

国保年金課国保資格係

TEL 3908-1131

国保に加入している方が出産したとき、申請により出産前後の一定期間の保険料が免除になります。北区に出産育児一時金の申請をしている方等は、申請が不要な場合があります。

【申請に必要なもの（詳しくはお問い合わせください）】

減免申請書、出産日等が確認できる書類（母子健康手帳等）、顔写真付きの公的身分証明書、保険証

出産費用にお困りの方は

生活福祉課相談係 TEL 3908-1142 FAX 3908-7171

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院して出産することのできない妊産婦（世帯の住民税が非課税など）の方は児童福祉法による助産施設を利用できますのでご相談ください。



◆ 住宅

ファミリー世帯転居費用助成

まちづくり・住まい P71 参照

親元近居助成

まちづくり・住まい P71 参照

◆ 保育・児童

保育園（認可保育園）、地域型保育事業、認定こども園（保育部分）の入園申請

保育課入園相談係 TEL 3908-9129 FAX 3908-9283

保育園は、保護者が就労や病気などのため保育を必要とするときに、保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

【入園申請】

保育課入園相談係で受け付けます（郵送・電子申請可）。3月入園は行っていません。

4月入園については、毎年秋頃の北区ニュース等でお知らせしています。

申請の締切日や必要書類など、詳しくは「保育利用案内」をご覧ください。利用案内は、入園相談係及び区内認可保育園等で配布しています。また、北区ホームページからもダウンロードができます。

0歳（産休明け）からのお子さんをお預かりします〈認証保育所〉

保育課私立保育園係

TEL 3908-1333 FAX 3908-9283

※ 申込・お問い合わせは直接各施設にお願いします。

施設名	定員（名）	所在地	電話番号
ぽけっとランド 王子	30 名	王子本町 1-1-18	5963-6201
メリーポピンス 赤羽ルーム	27 名	赤羽 3-22-6-1 階	3902-3932
ぽけっとランド 北赤羽	30 名	赤羽北 2-1-15-2 階	5963-3621

● いずれも一時預かり保育を実施しています。

家庭的環境の中で保育します〈家庭福祉員〉

保育課私立保育園係

TEL 3908-1333 FAX 3908-9283

区内在住で昼間お勤めなどで、お子さん（産休明け～2歳児）の保育を必要とする場合、家庭福祉員の自宅等で保育を行っています。

※ 申込・お問い合わせは、直接家庭福祉員にお願いします。

氏名	定員（名）	住所	電話番号
安部 良恵	4 名	上十条 5-41-14	3900-9299

認証保育所などをご利用の保護者の方に保育料の補助を行います

保育課私立保育園係

TEL 3908-1333 FAX 3908-9283

保育を必要とするお子さんが認証保育所等を利用している場合、認可保育園を利用した場合に支払う保育料との差額に応じて補助を行います。

【対象者】

- (1) 当該年4月1日現在の年齢が満5歳以下の児童であること
- (2) 児童及び保護者が北区民であること（申請月の初日現在）
- (3) 児童及び保護者が同一世帯であること
- (4) 認証保育所、家庭福祉員又は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設の利用者で、施設と月極契約（120時間以上）をしていること
- (5) 当該月の初日に認証保育所等に在籍していること（認可保育所等との二重在籍不可）
- (6) 保護者全員の保育を必要とする理由が確認できること
- (7) 認証保育所等の保育料と認可保育園の保育料に差額が生じること（2歳児以下のみ）

【補助上限額】

0～2歳児 67,000円

3～5歳児 20,000円

※ 認可保育園との差額に応じて補助額を決定します。無償化対象世帯は、無償化給付分に上乗せして交付します。

急にお子さんの面倒を見られなくなったとき〈緊急保育〉

保育課保育運営係 TEL 3908-9127 FAX 3908-9283

保護者の疾病・出産・看護（家族の入院）などにより、緊急に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度です。北区内に住所があり、健康で集団保育が可能なお子さんをお預かりします。実施保育園は、定員に空きのある区立保育園（指定管理者制度を導入している保育園は除く）で、各園1日あたり1人です。各実施保育園に直接、お問い合わせ・お申し込みください。

※ 入院（出産）のお預かりは、里帰り出産（区外在住）でも利用できます。入院期間中のみとなります。

お子さんを一時的にお預かりします〈一時預かり保育〉

保護者が冠婚葬祭・地域活動の参加や休養を取るなど、

一時的にお子さんの保育を必要とする場合にお子さんをお預かりします。実施保育園は、定員に空きのある私立保育園及び一部の区立保育園（指定管理者制度を導入している保育園）です。

(1) 対象児童

区内在住、小学校就学前までの集団保育が可能なお子さんで認可保育園等に入園していない方

※ 各実施園の入園可能な年齢の範囲でお子さんをお預かりします。

(2) 実施日時

月～土曜〔祝日（振替休日を含む）、年末年始を除く〕

午前8時から午後6時までの必要とする時間（園により異なります）

※ キッズタウンうきま保育園及びキッズタウンうきま夜間保育園の実施日時については直接保育園にお問い合わせください。

(3) 利用料金

基本保育料 4時間まで …………… 2,000円

追加保育料 1時間につき …………… 500円

昼食・おやつ代（必要に応じて） …………… 500円

(4) 申込

実施保育園へ直接お申し込みください。

休日に保育が必要なお子さんをお預かりします〈休日保育〉

東十条保育園（東十条3-2-14）
TEL 3913-0530 FAX 3913-0532

西ヶ原東保育園（西ヶ原3-19-11）
TEL 3918-8251 FAX 3918-8259

赤羽台保育園（赤羽台1-4-11-105）
TEL 3900-0189 FAX 3907-8690

キッズタウンうきま保育園 キッズタウンうきま夜間保育園
共通（浮間5-13-1）TEL 5914-1332 FAX 5914-1605

つちっこ保育園（志茂3-11-6）
TEL 3903-6160 FAX 3903-6301

保護者の就労などにより、休日に保育を必要とするお子さんをお預かりします。

(1) 実施日時

年末年始（12月29日～1月3日）を除く日曜、祝日（振替休日を含む）

※ キッズタウンうきま保育園及びキッズタウンうきま夜間保育園は365日開園しています。

(2) 対象児童・利用料金

各実施園にお問い合わせください。

(3) 申込

実施保育園に直接お申し込みください。

病中・病気の回復期にあるお子さんをお預かりします〈病児・病後児保育（施設型）〉

保育課私立保育園係

TEL 03-3908-1333

【実施施設】

種類	施設名	電話	利用日	利用時間
病後児	キッズタウン東十条保育園	5902-7056	月曜日～金曜日（祝日、振替休日、年末年始を除く）	午前8時～午後6時
病児・病後児	東京北医療センター	5963-3423		
	にじいろ保育園志茂	6903-9265		午前8時30分～午後5時30分
	都立駒込病院（文京区）	3823-1305		

仕事などの事由により、病気の回復期にあるお子さんや、当面症状の急変が認められないお子さんの世話ができない保護者に代わってお預かりする制度です。

【対象児童】

- 東京北医療センター・キッズタウン東十条保育園・にじいろ保育園志茂
北区内の認可保育園、地域型保育事業所、認可外保育施設、幼稚園および認定こども園等に在籍する満1歳から就学前までのお子さん、または、北区内に住所を有し他区市の保育園及び幼稚園等に在籍する満1歳から就学前までのお子さん
- 都立駒込病院
北区内に住所を有する生後4か月から小学校3年生までのお子さん

【事前登録】

- 東京北医療センター・キッズタウン東十条保育園
登録申込書の提出が必要です。
- にじいろ保育園志茂・都立駒込病院
病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」での登録が必要です。

【利用方法】

- 東京北医療センター・キッズタウン東十条保育園
実施施設に直接電話で予約を行ってください。
- にじいろ保育園志茂・都立駒込病院
病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」から予約を行ってください。

ベビーシッター事業者を利用した場合の利用料を軽減します（待機児童対策・一時預かり利用支援事業）

保育課私立保育園係

TEL 3908-1333 FAX 3908-9283

■ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）

お子さんが認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所へ入所するまでの間、東京都が認定したベビーシッター事業者を利用する際にかかる利用者の負担を軽減する事業です。

【対象者】

0歳児から5歳児クラスの保護者のうち、次のいずれかに該当する方



子ども・出産

- (1) 保育の必要性の認定を受け保育所等に入所申込みをした結果、入所保留となり、お子さんが待機児童となっている保護者
- (2) 保育所等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後に、お子さんの1歳の誕生日から復職する保護者
 - ※ (1) (2) の方ともに産休・育休中の方は対象外です。有効期間内の「支給認定証」を有する必要があります。
 - ※ (1) の方は、最新月に区の入所内定を辞退している場合は対象外です。また、認可保育所等への継続申請が必要となります。
 - ※ (2) の方は、復職日の翌年度4月入所の認可保育園の入所申請をすることが要件となります。

【実施日時】

月曜～土曜（祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）

【利用料】

1時間150円（税込）

【交通費補助】

ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）の利用者に対し、別途、ベビーシッターが居宅まで通うための交通費の補助を行います。児童一人あたり月額20,000円が上限です。

【利用料補助（第2子以降）】

ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）の利用者に対し、第2子以降の利用料の補助を行います（条件あり）。児童一人あたり月額33,000円が上限です。

■ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を補助する事業です。

【対象者】

北区内に住所を有する0歳児から5歳児クラスの保護者

【補助上限額】

午前7時から午後10時まで：1時間当たり2,500円

午後10時から午前7時まで：1時間当たり3,500円

【利用上限】

お子さん一人当たり年144時間まで（多胎児の場合は、お子さん一人当たり年288時間まで）

子育て応援モデル事業

子ども未来課子ども施設係	TEL 03-3908-8143
保育課私立保育園係	TEL 03-3908-1333

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所や幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という）を利用していない未就園児が一定期間保育所等に通うことで、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験から得られる『子育て』を応援するモデル事業です。

【対象者等】

各実施園で異なります。詳しくは北区ホームページを

ご覧ください。

北区こども誰でも通園制度試行的事業

保育課私立保育園係	TEL 03-3908-1333
-----------	------------------

保護者の就労要件を問わず、保育所等を利用していない未就園児が、月10時間を限度に、時間単位で保育園を利用できる事業です。

【対象者等】

各実施園で異なります。詳しくは北区ホームページをご覧ください。

子どもと家庭の総合相談と子育て支援サービスの提供〈子ども家庭支援センター〉

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関わる相談に応じて、サービスの提供や調整を行っています。

【開館時間】

午前9時30分～午後5時30分

【申請・受付時間】

午前9時30分～午後5時

【休館日】

祝日・12/29～1/3

【相談事業】

「来所相談」	区職員や専門相談員（臨床心理士）が相談をお受けします（要予約）。 【受付時間】 午前9時30分～午後5時
「電話相談」 TEL3927-0874 （月～土）	子育てについての悩みや親子関係・友達関係など、お気軽にご相談ください。 【受付時間】 午前9時30分～午後5時

あなたの育児をサポートします ファミリー・サポート・センター事業

北区ファミリー・サポート・センター	TEL 3912-1909 FAX 3912-9668
-------------------	-----------------------------

子育て経験者などの育児のサポートができる方を募り、地域住民の協力、連携のもとに、保育園等への送迎や一時的な預かりなどを行います。

【ファミリー会員登録方法】

子ども家庭支援センター、児童館、保育園に設置されている入会申込み兼登録書（北区ホームページからもダウンロードできます）に記入して、申込先に直接または郵送でお申し込みください。申込受付後、個別説明会を行います。（要予約）

【謝礼金など】

ファミリー会員は下記の謝礼金を直接、サポート会員へお支払いください。交通費などの実費が必要な場合もあります。

利用区分	謝礼金額
月～金曜 午前7時～午後8時	児童1人1時間あたり800円
土・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	児童1人1時間あたり900円
月～金曜の午前7時～午後8時以外の時間	



- ※ きょうだい同時預かりの場合、2人目は半額（1時間あたり400円または450円）
- ※ 保育園の送迎や出張保育の場合は、サポート会員が自宅を出たときから帰宅するまでの活動時間で謝礼金の計算をします。

【サポート会員】

サポート会員は会員養成講座を修了後、登録となります。詳しくは直接お問い合わせください。

【申込先】

〒114-0002 王子6-7-3

子ども家庭支援センター内ファミリー・サポート・センター事務局

乳幼児を一時的に預かります 〈乳幼児ショートステイ〉

聖オディリアホーム乳児院 TEL 03-5971-8071

保護者の入院や出張、育児疲れなどでお子さんを養育することが一時的に困難になった際、お子さんを提携施設「聖オディリアホーム乳児院（中野区上鷲宮5-28-28）」でお預かりします。

【対象児童】

北区にお住まいの生後43日から2歳未満のお子さん
定員：1日1名まで

【利用料金及び利用可能日数】

1泊4,000円（食事付）

※減免制度あり

利用は1回の申請につき7日以内とします。

【申込】

ご利用の3日前までに、聖オディリアホーム乳児院へ電話で予約後、電子申請にてお申し込みください。

※初めてご利用の方は、事前面接があります。

お子さんを一時的に預かります 〈子どもショートステイ〉

児童養護施設星美ホーム

TEL 070-1417-5291

保護者が入院や出張、育児疲れなどで養育することが一時的に困難となった場合、お子さんを児童養護施設「星美ホーム」（赤羽台4-2-14 星美学園内）で日帰りや泊まりがけでお預かりします。

(1) 対象児童

区内に住んでいる2歳から18歳に到達した日以後最初の3月31日までのお子さん

(2) 利用料金及び利用可能日数

（減免制度あり。養育中に生じた実費分は本人負担です）

・ショートステイ（全日または宿泊の利用）

……… 1日（泊）2,000円（食事付）

利用は、1回の申請につき7日以内とします。

(3) 申込

ご利用の2日前までに、星美ホームへ電話で予約後、電子申請にてお申し込みください。

※初めてご利用の方は、事前面接があります。

産前産後のご家庭を支援します 〈安心ママパパヘルパー事業〉

子ども家庭支援センター

TEL 6903-0511 FAX 6903-0519

産前産後の育児を行っているご家庭の育児不安を少しでも軽減できるよう、ヘルパーがご家庭を訪問し、家事支援・育児支援の補助を行います。

【対象者】

北区にお住まいで、心身の疲労・育児不安があり、ほかに支援者がいない出産予定日の1カ月前から2歳（3歳になる前日）までのお子さんがある家庭

【利用時間帯】

月～土 午前9時から午後5時まで

※ 祝日、12/29～1/3を除く

【利用料金】（減免制度あり）

子ども1人につきベビーシッター2時間、産後ドゥーラ2時間まで無料（ヘルパー1人につき1時間あたり）

ベビーシッター		産後ドゥーラ	
単胎児	多胎児	単胎児	多胎児
1,000円	500円	1,000円	

【利用時間数】

1日1回、連続する2時間・3時間・4時間のいずれか（ベビーシッター）

利用期間	単胎児	多胎児
産前1か月前～ 出産予定日前日	6時間	6時間× 子どもの数
出生日～1歳になる前日	48時間	120時間
1歳の誕生日～ 2歳になる前日	20時間	180時間
2歳の誕生日～ 3歳になる前日	20時間	120時間

（産後ドゥーラ）

利用期間	単胎児	多胎児
産前1か月前～ 出産予定日前日	4時間	4時間× 子どもの数
出生日～ 生後6か月になる前日	12時間	120時間
出生日～1歳になる前日		

【事前登録および利用方法】

利用日の1か月前から1週間前までに事前登録してください。

事前利用登録申請書は区のホームページからダウンロード可能です。郵送・窓口・電子申請いずれかで、子ども家庭支援センターに提出してください。

利用登録通知書が届いたら、利用希望日の3営業日前までに、同封の利用案内をご覧の上、利用申込をしてください。



児童虐待に関する相談・通告をお受けします

子ども家庭支援センター

TEL 3912-1894 (児童虐待専用電話)

休館日や夜間などで緊急を要する場合は、東京都児童相談センター (TEL 5937-2330) または最寄りの警察署へ連絡してください。

発達や障害に関する相談と療育を行います (児童発達支援センター)

発達や障害に関する相談

TEL 3913-8841

18歳未満のお子さんの発達や障害に関する相談をお受けしています。

障害児相談支援事業所として「障害児支援利用計画案」の作成も行います。

【相談及び利用日時】

月～金曜 午前9時～午後5時

療育について

TEL 3913-8841

区内に在住で療育が必要と判断され、「通所受給者証」の交付を受けた就学前のお子さんに対し発達を促すための支援を行います。また、保護者に対しても育児不安を軽減し、主体的に取り組めるように支援を行います。

子どもの育ちを支援します (児童館・児童室)

子どもわくわく課運営支援係

TEL 3908-9361 FAX 3908-9335

遊びをとおして児童の健やかな成長をはかり、情操をゆたかにすることを目的として設置しています。

【利用時間】

午前9時30分～午後5時30分 (日曜、第1月曜、祝日、年末年始は休み) ※第1月曜日は6か所開館あり。

【利用できる方】

0歳から18歳未満までの児童。ただし、乳幼児には保護者が同伴してください。利用は無料です。

【設備】

ブロック、人形、コンビカー、絵本など。

※ 児童館・児童室では「乳幼児クラブ」なども実施しています。詳しくはそれぞれの施設へお問い合わせください。

乳幼児親子・中高生世代の居場所 (子どもセンター・ティーンズセンター)

子どもわくわく課運営支援係

TEL 3908-9361 FAX 3908-9335

子どもセンターは、乳幼児親子が安心して1日過ごせる居場所です。年間を通した乳幼児クラブ活動や子育てに関する相談事業など、乳幼児親子への支援を実施しています。

ティーンズセンターは、中高生世代の居場所です。専

用時間帯 (午後5時30分～午後7時) や専用室を設けています。

【利用時間】

子どもセンターは児童館と同様です。ティーンズセンター併設館は、月～金は午後7時まで。

【利用できる方】

子どもセンターは主に乳幼児とその保護者。ティーンズセンター (専用時間帯) は中高生世代。

【設備】

子どもセンターには乳幼児親子専用室を、ティーンズセンターには中高生世代専用室を設けています。

小学生の放課後の居場所 (放課後子ども総合プラン (わくわく☆ひろば))

子どもわくわく課運営支援係

TEL 3908-9361 FAX 3908-9335

■放課後子ども教室 (一般登録)

平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所 (居場所) を提供しています。「わくわく☆ひろば」では、登録した児童と一緒に自由遊びや集団遊び、体験学習や季節行事などを行います。

【申込先】 各わくわく☆ひろば

【利用料】 無料

■放課後子ども教室 (一般登録早朝・夕方利用)

一般登録実施時間前後の早朝・夕方の時間帯、保護者が就労等で留守になる家庭の児童を対象に、安全・安心な居場所を提供することを目的としています。

【利用時間】

早朝利用 学校授業日：なし

学校休業日：午前8時15分～午前9時

夕方利用 学校授業日：午後5時～午後6時 (11月～2月は午後4時30分～午後6時)

学校休業日：午後5時～午後6時 (11月～2月は午後4時30分から午後6時)

【申込先】

各わくわく☆ひろば

【利用料】

早朝利用 月額1,000円

夕方利用 月額1,500円

減額免除される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

【実施場所】

詳しくは北区ホームページをご覧ください。

■学童クラブ (学童クラブ登録)

北区立の小学校に在学する児童、区内に在住し区外の小学校に在学する児童で、保護者が就労などのために昼間留守になる家庭の児童が対象です。留守家庭の児童の安全を図るとともに、異年齢集団の良さを活かした健全な遊び、基本的な生活習慣を身につけることを目的としています。

●小学1年生～3年生

【育成時間】

学校授業日：放課後～午後6時

学校休業日：午前8時15分～午後6時

延長育成時間：午後6時～午後7時

【申込先】

各学童クラブ

【育成料】

月額6,500円（おやつ代含む）

【延長育成料】

月額2,000円

減額免除される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

子育てに関する悩みはなんでも 〈児童館・子どもセンターでの子育て相談〉

子育てに関する不安を解消し子どもの健全育成を支援するため、子育て相談を実施しています。専門相談員（臨床心理士など）がお話を伺います。

【専門相談（心理）日時】

各子育て相談センター館により異なります。

【子育て相談センター館】

赤羽児童館	TEL 3901-1460（専用電話）
神谷子どもセンター	TEL 3598-6771（専用電話）
豊島児童館	TEL 3911-9520（専用電話）
田端児童館	TEL 3823-2860（専用電話）
浮間子ども・ティーンズセンター	TEL 3967-6623（専用電話）
桐ヶ丘児童館	TEL 3900-8671（専用電話）
西が丘児童館	TEL 3906-6431（専用電話）
滝野川西児童館	TEL 3918-5872（専用電話）

※ 20カ所の児童館・子どもセンターでも、子育てアドバイザー及び区職員が相談をお受けしています。詳しくは、最寄りの児童館・子どもセンター（P100）へお問い合わせください。

みんなで祝い輝きバースデー〈子育て応援団事業〉

出産・子育て支援担当課 TEL 5948-6881

満1歳を迎えるお子さんと保護者の方を児童館・児童室・子どもセンターにお招きし、後日お祝いプレゼントを郵送します。お子さんの誕生月にお手紙が届きますので、ご確認ください。詳しくは、北区ホームページをご覧ください。

児童館と保育園の連携事業〈地域育て合い事業〉

子どもわくわく課運営支援係
TEL 3908-9361 FAX 3908-9335

保育課保育運営係
TEL 3908-9127 FAX 3908-9283

地域での総合的な子育て支援をするため、併設または近隣に設置されている区立児童館と区立保育園が連携

して、地域育て合い事業を行います。対象は、すべての保護者と子どもたちです。各施設では、地域の特性を活かしたさまざまな事業を実施します。

（1）乳幼児と小中高生のふれあい交流事業

子ども同士の出会いの場づくり、異年齢の交流を図ります。

（2）在宅乳幼児支援事業

在宅で子育てをしている保護者を支援します。

（3）子育てサークル支援事業

子育てのためのネットワークづくり、親同士及び子ども同士の出会いの場をつくります。

（4）まちぐるみの子育て支援事業

多世代の交流、子育て支援の地域コミュニティづくりを推進します。

実施場所は、次の児童館・保育園です。

①浮間 ②赤羽北 ③赤羽 ④赤羽西 ⑤西が丘
⑥東十条東 ⑦豊島 ⑧栄町 ⑨田端

※ 実施場所の所在地および連絡先は、児童館・子どもセンター一覧（P100）、保育園一覧（P123・124）をご覧ください。

親育ちサポート事業

出産・子育て支援担当課 TEL 5948-6881

乳幼児を育てる親を対象として、親が自信を持って子育てできるように、ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（カナダ生まれの親支援プログラム）を活用して、親育ちサポート講座を開催します。

【場所】

区内各児童館・子どもセンター（20カ所）

【実施日】

各館で異なります。詳しくは北区ホームページをご覧ください。

身近な子育ての相談は＜主任児童委員＞

地域福祉課地域福祉係
TEL 3908-9041 FAX 3908-6666

子育てをひとりで悩んでいませんか？お子さんのことで心配ごとはありませんか？地域で気になる家庭はありませんか？主任児童委員は、児童福祉に関する相談・支援を専門とする民生委員・児童委員です。法律により秘密を守る義務がありますので子育てのことや生活上の悩みごとを安心してご相談ください。お住まいの地域の主任児童委員についてはお問い合わせください。

児童相談所等（東京都）

東京都北児童相談所（王子6-1-12） TEL 3913-5421

児童相談所は、児童福祉法にもとづいて設置される行政機関です。

原則18歳未満の子供に関する専門の相談について、

子供本人・家族・学校の先生・地域の方々などの相談や通告を受け付けています。

児童相談所は、すべての子供が心身共に健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家庭等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

【相談日時】

月～金曜 午前9時～午後5時

※ 上記以外の時間帯については、児童相談所全国共通ダイヤル189で相談を受け付けています。

【よいこに (4152) 電話相談】

●相談電話番号 TEL 3366-4152

●相談時間 月～金曜 午前9時から午後9時
土・日・祝日(年末年始を除く)午前9時から午後5時

児童館・子どもセンター

	館名	所在地	電話番号 (FAX 兼)
1	滝野川東児童館	滝野川 1-46-7	3910-0886
2	赤羽児童館	赤羽南 1-16-1-101	3901-1208
3	栄町子どもセンター	栄町 33-3	3911-5836
4	赤羽西児童館	赤羽西 4-42-9	3906-3642
5	赤羽北児童館	赤羽北 1-5-5	3906-1149
6	豊島児童館	豊島 7-17-1	3911-9481
7	桐ヶ丘児童館	桐ヶ丘 1-16-27-102	3906-7763
8	田端児童館	田端 5-10-6	3823-2720
9	滝野川西児童館	滝野川 6-21-25	3916-3224
10	豊島東児童館	豊島 5-5-9-120	3913-8822
11	王子東児童館	王子 6-2-60	3913-8851
12	東十条東児童館	東十条 3-10-1	3912-3078
13	西が丘児童館	西が丘 2-4-1	3907-7394
14	袋児童館	赤羽北 3-7-2-101	3908-8561
15	浮間子ども・ティーンズセンター	浮間 4-29-32	3960-5301
16	十条台子どもセンター	中十条 1-2-18	3905-7120
17	八幡山子どもセンター	中十条 4-15-7	3905-0713
18	西ヶ原子どもセンター	西ヶ原 1-41-3	3949-1481
19	神谷子どもセンター	神谷 3-35-17	3902-3306
20	志茂子ども交流館	志茂 5-18-3	3902-4646

